

長崎県警察本部訓令第21号

長崎県警察用船舶の管理に関する訓令を次のように定める。

令和8年9月9日

長崎県警察本部長 前田 勇太

長崎県警察用船舶の管理に関する訓令

長崎県警察用船舶の管理に関する訓令（平成20年長崎県警察本部訓令第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 船舶の保全（第8条－第13条）

第3章 船舶の整備（第14条－第16条）

第4章 記録、報告等（第17条－第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察用船舶の管理を適正にし、常に良好な機能を確保し、警察活動に支障のないようにするため必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 船舶 長崎県警察が所有する船舶で専ら海上における警察活動の用に供するものをいう。

(2) 船舶管理 次に掲げる事項をいう。

ア 船舶の点検整備

イ 船舶に附属する船具及び装備品の点検整備

ウ 船舶係留施設の管理

エ その他船舶の維持管理上必要と認められる事項

(3) 船舶乗務員 船舶に乗船する警察職員で次に掲げる者をいう。

ア 船員法（昭和22年法律第100号）第1条第1項の船員

イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項の小型船舶操縦者

(4) 運航 船舶管理上必要な船舶の移動をいう。

（総括船舶管理責任者）

第3条 警察本部に、総括船舶管理責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括船舶管理責任者は、船舶管理に関し必要な措置を講ずるものとする。

（副総括船舶管理責任者）

第4条 警察本部に、副総括船舶管理責任者を置き、警務部装備施設課長をもって充てる。

2 副総括船舶管理責任者は、船舶管理に関し必要な措置について、総括船舶管理責任者を補佐するものとする。

（船舶管理責任者）

第5条 船舶を配置された所属に、船舶管理責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 船舶管理責任者は、配置された船舶に関する船舶管理についての責任を負うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、2以上の警察署の管轄区域にわたる警察活動における部隊の指揮官及び船舶の派遣を受けた所属長は、当該活動又は当該派遣に係る活動の期間中における船舶管理責任者とみなす。

(副船舶管理責任者)

第6条 船舶を配置された所属に、副船舶管理責任者を置き、当該所属の政策調整官、管理官、次席調査官、次席、副隊長、副校長又は副署長をもって充てる。

2 副船舶管理責任者は、船舶管理に必要な事項について、船舶管理責任者を補佐するものとする。

(船舶担当者)

第7条 船舶に、船舶担当者を置き、当該船舶の船舶乗務員のうち船長をもって充てる。

2 船舶担当者は、担当する船舶に関する船舶管理の実務についての責任を負うものとする。

第2章 船舶の保全

(船舶の運航)

第8条 船舶は、船舶管理責任者の許可がなければ運航してはならない。

2 船舶管理責任者は、海象及び気象の状況その他の諸条件から総合的に判断し、運航の安全が期し難いと認めたときは、運航を許可しないものとする。

(管理保全)

第9条 船舶乗務員は、海事法令を厳守し、船舶管理に努めなければならない。

2 船舶乗務員は、船舶担当者の指揮の下、船舶管理上必要な業務を行うものとする。

(事故防止等)

第10条 船舶担当者は、次に掲げる事項に留意し、事故防止に努めなければならない。

(1) 船舶を運航するときは、警戒要員を配置し、他の船舶の運航等に注意すること。

(2) 船舶を接岸（係留を含む。）するとき、及び他船に接舷するときは、防舷材等を適切に使用し、船体を損傷させることのないようにすること。

(3) 離船するときは、係留及び船室等の施錠を確実に行之、船舶並びに船具及び装備品の盗難その他の事故防止について、適切な措置を講ずること。

(係留)

第11条 船舶担当者は、船舶を使用しないときは、必ず所定の場所に係留しなければならない。ただし、船舶管理責任者が船舶管理上必要と認めたときは、所定の場所以外の場所に一時的に係留することができる。

(避難)

第12条 天候不良等により、船舶管理責任者が船舶管理上必要と認めたときは、他の安全な場所に避難させなければならない。

(船舶の監視)

第13条 天候不良の場合、所定の場所以外の場所に係留する場合等において、船舶管理責任者が船舶管理上必要と認めたときは、船舶乗務員に船舶の監視を命ずることができる。

2 前項の規定により船舶の監視を命ぜられた船舶乗務員は、天候の変化に留意し、船舶の異状の有無を確認するとともに、船舶管理上必要な措置を講じなければならない。

第3章 船舶の整備

(運航前点検)

第14条 船舶担当者は、運航前等に、燃料及び潤滑油の量の点検並びに船体、機関、船具及び装備品の点検を実施し、異状があるときは、速やかに船舶管理責任者に報告しなければならない。

(定期点検整備)

第15条 船舶管理責任者は、1年に1回以上、船体上架による定期点検整備を行わなければならない。

(修理整備)

第16条 船舶管理責任者は、船舶を修理する必要があるとき、又は船舶の部品を購入する必要があるときは、船舶修理整備(部品購入)申請書により総括船舶管理責任者に申請しなければならない。ただし、その修理又は部品の購入が配当予算の範囲内で処理することができ、かつ、以後の予算執行に支障がない場合は、この限りでない。

2 船舶管理責任者は、前項本文に規定する場合において、急を要するときは、口頭その他の方法により申請することができる。この場合においては、事後速やかに船舶修理整備(部品購入)申請書を提出しなければならない。

3 総括船舶管理責任者は、前2項の規定による申請を受けたときは、必要な整備方法又は物品購入の可否を決定し、船舶管理責任者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、部外修理を実施するときは、必ず船舶乗務員が立ち会い、修理箇所を指示するとともに、必要に応じ監督するものとする。

5 船舶担当者は、部外修理が終わったときは、詳細な検査を行い、異状の有無を確認しなければならない。

第4章 記録、報告等

(損傷等報告)

第17条 船舶担当者は、事故等による船舶の損傷、異状等が生じたときは、直ちに適切な保全措置を講ずるとともに、その状況を船舶管理責任者に報告しなければならない。この場合において、船舶管理責任者は、速やかに船舶損傷報告書により総括船舶管理責任者に報告しなければならない。

2 船舶管理責任者は、前項前段に規定する場合において、重大な事故等によるときは、口頭その他の方法により報告することができる。この場合においては、事後速やかに船舶損傷報告書を提出しなければならない。

(船舶日誌)

第18条 船舶管理責任者は、船舶に船舶日誌を備え付けなければならない。

2 船舶担当者は、船舶の使用又は整備の都度、船舶日誌に必要な事項を記録し、船舶管理責任者の確認を受けなければならない。

(船舶管理月報)

第19条 船舶管理責任者は、毎月の船舶の運航状況等について、船舶管理月報により、翌月10日までに総括船舶管理責任者に報告しなければならない。

(船舶台帳等)

第20条 警務部装備施設課にあっては船舶台帳を、船舶を配置された所属にあっては船歴簿及び警察用船舶履歴カードを、それぞれ備え付け、必要な事項を記録しなければならない。

2 警務部装備施設課は、必要に応じ、船舶を配置された所属に対し船歴簿及び警察用船舶履歴カードの提出を求めることができる。

(補則)

第21条 この訓令に定めるもののほか、船舶の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年9月9日から施行する。